

令和3年7月5日
地域生活部 市民協働課

島田市過疎地域持続的発展計画（案）パブリック・コメントの実施について

1 計画策定の経緯

令和3年3月31日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が公布され、翌日から施行されました。島田市（旧川根町）は、昭和55年に過疎地域に指定され、法律に基づく支援措置を受けてきました。新法では過疎地域の指定をはずれましたが、令和8年度までの6年間に限り、経過措置として過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げ等の支援制度を利用することが可能となります。経過措置の適用を受けるため、法の規定に基づき新たに島田市過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

2 パブリック・コメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和3年7月6日（火）から令和3年7月26日（月）まで
- (2) 資料閲覧場所 市役所本庁舎、金谷南支所、金谷北支所、川根支所の情報公開コーナー、島田市ホームページ

3 計画（案）の概要

総務省から示された作成例に則り、次の構成で作成しています。各施策区分では、「現況と問題点」、「その対策」、「計画」、「公共施設等総合管理計画等との整合※」の順に記述します。

（※一部の該当する施設のみ）

- (1) 基本的な事項（地区の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本的方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合）
- (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- (3) 産業の振興
- (4) 地域における情報化
- (5) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (6) 生活環境の整備
- (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- (8) 医療の確保
- (9) 教育の振興
- (10) 集落の整備
- (11) 地域文化の振興等
- (12) 再生可能エネルギーの利用の推進
- (13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

裏面へ続く。

4 計画（案）のポイント

- ・計画の対象区域は、旧川根町地区（合併前の榛原群川根町の区域）
- ・計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間
- ・県が策定する静岡県過疎地域持続的発展方針や、市が策定している各種の計画と内容を整合
- ・掲載する事業は、施設整備に関するハード事業だけでなく、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業も対象（法第14条第2項）

5 スケジュール

- 6月 川根地区ワークショップ（7月以降も開催、必要に応じて計画策定後も継続）
- 7月 パブリックコメント、県協議（法第8条第7項）
- 8月 議案提出（法第8条第1項）
- 9月 議案審議
- 10月 議決後に島田市公式ホームページで公表、国へ提出（法第8条第7項）